

にのみやジェンダー平等プラン（案）

～ 第3次二宮町男女共同参画計画 ～

令和5(2023)年度～令和14(2032)年度



二宮町

目次

第1章 プラン策定にあたって

1. プラン策定の趣旨	1
2. プラン策定の背景	2

第2章 プランの基本的な考え方

1. プランの位置付け	7
2. プランの期間	8

第3章 プランの内容

1. 将来像	9
2. 基本方針	9
3. 重点目標	10
4. プランの体系図	11

第4章 施策の内容

【施策1】 ジェンダー平等意識の普及啓発と教育	13
【施策2】 性の多様性への意識づくり	15
【施策3】 家庭生活・地域活動におけるジェンダー平等の促進	17
【施策4】 働く場におけるジェンダー平等の促進	19
【施策5】 政策・方針決定過程における女性の参画促進	21
【施策6】 防災分野におけるジェンダー平等の促進	23
【施策7】 多様な家庭の安心な暮らしの形成	25
【施策8】 心と身体健康づくり支援	27
【施策9】 あらゆる暴力の根絶	29
【施策10】 プランの推進体制の整備、推進活動への支援	31

第5章 プランの推進体制

33

第6章 資料

1. 第3次二宮町男女共同参画プラン策定委員会委員名簿	34
2. プラン策定経過	34
3. 関係資料	36

1 プラン策定にあたって

1. プラン策定の趣旨

二宮町では、町民一人一人が多様な生き方ができる男女共同参画社会の実現を目指して、平成15年(2003年)3月に「二宮町男女共同参画プラン」を策定し、プランをより実効性があるものとするため、10年間の計画期間を3期に分け、期毎に具体的な事業を定めた実施計画を策定し、様々な取組を推進してきました。

平成25年(2013年)4月には、平成25年度(2013年度)から令和4年度(2022年度)までの10年間の計画期間とした「第2次にのみや男女共同参画プラン」(以下、「第2次プラン」という。)を新たに策定し、「男女が共に支え合う心豊かなまち 湘南にのみや」の実現に向けた施策や事業を進めてきました。

この間にも、少子高齢化や人口減少社会をはじめ、昨今の大規模災害、そして新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会情勢への影響は、私たちを取り巻く環境、日常に大きな変化をもたらしました。

また、国際的にみても、平成27年(2015年)に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核となる持続可能な開発目標(SDGs)のゴール5に「ジェンダー※平等の実現」が掲げられるなど、これまで以上に男女共同参画の推進、ジェンダー平等への機運の高まりを見せています。

さらに、性別にかかわらず、誰もが生きやすい多様な生き方や考え方を互いに認め合う「多様性」を尊重する社会の実現が求められていることを踏まえ、これまで取り組んできた施策を引き継ぎながら、より推進・発展させるための施策を加えた「にのみやジェンダー平等プラン ～第3次二宮町男女共同参画計画～」を策定します。

※「ジェンダー」:社会的・文化的に形成された性別

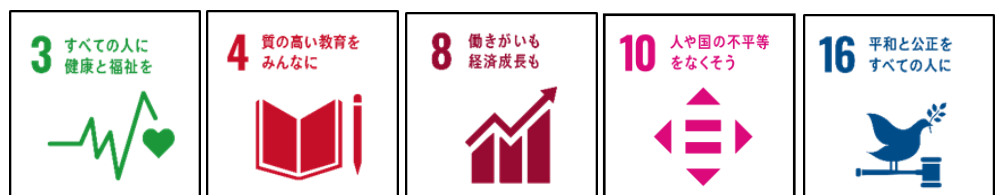
◆ジェンダーとSDGs(持続可能な開発目標)◆

2015年9月に日本を含む193の国連加盟国の合意のもとに採択された「持続可能な開発目標:SDGs」。世界が直面する様々な問題に対し、2030年までに達成を目指す国際社会全体の開発目標です。「誰一人取り残さない」という基本理念を掲げ、



17のゴールと169のターゲットがあり、ゴール5に「ジェンダー平等を実現しよう」が位置付けられています。なお、ジェンダー平等社会の実現には、他のゴール(保健・教育・就業機会・平等等)を達成することも非常に重要となります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



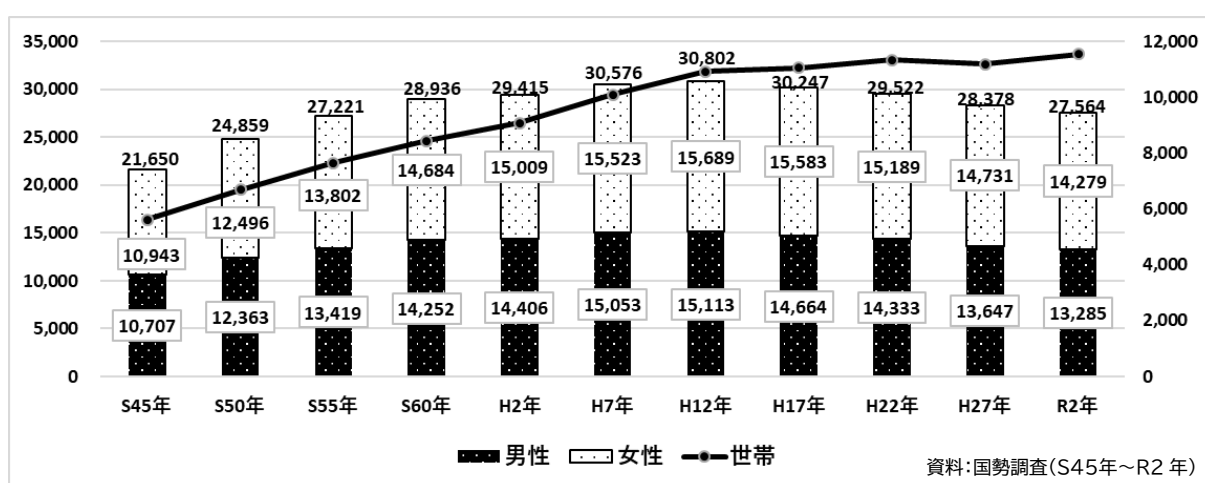
2. プラン策定の背景

1. 二宮町を取り巻く環境

(1) 人口と世帯数の推移

二宮町の人口は、全国的な人口動態と同様に平成12年調査をピークに減少傾向にあり、令和2年の人口は約 27,500 人となっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和42年(2060年)には14,376人までに減少していくものと想定されています。一方で、人口減少傾向に対し世帯数は平成22年まで増加したものの、それ以降は横ばいとなっていることから、少人数世帯化が進行しているとみられます。

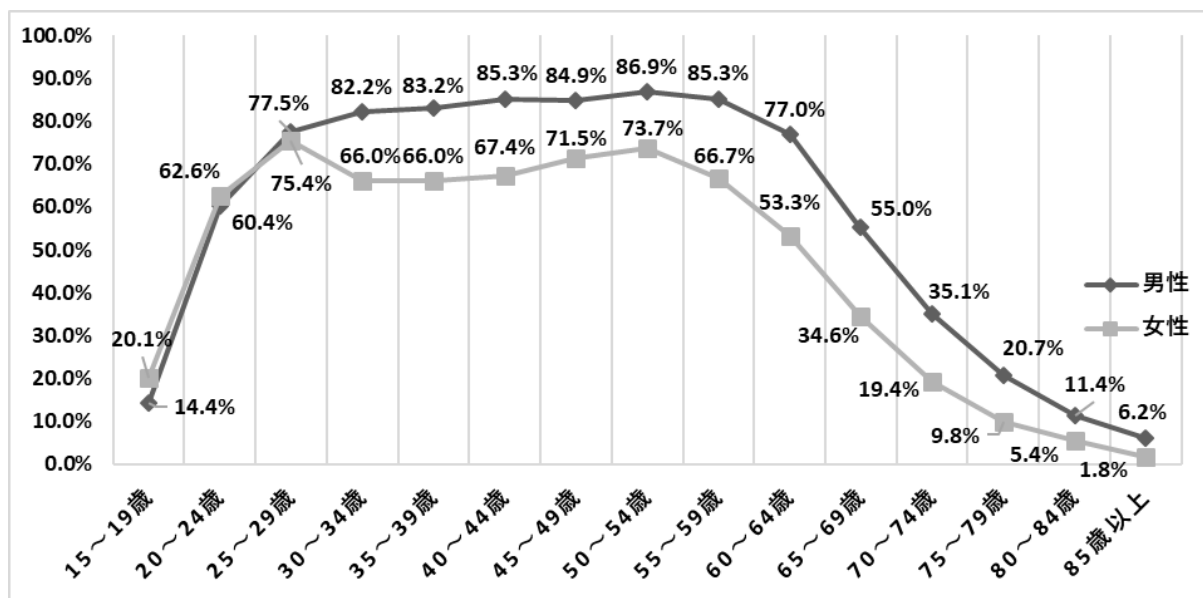
二宮町の人口と世帯数の推移(昭和45年～令和2年)



(2) 年齢別就業率の状況

二宮町の女性の年齢別就業率は、全国的な傾向と同様に、結婚、出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇をみせる「M字カーブ」の状況にあります。

二宮町の年齢別就業率(令和2年)



2. ジェンダー平等をめぐる状況

(1) 町民意識調査の概要

令和3年(2021年)7月～8月に「ジェンダー平等プラン」策定の基礎資料として活用するため、「男女共同参画に関する町民意識調査」(以下、「町民意識調査」)を実施しました。

① 調査の目的

町民が日頃感じている男女共同参画に関する考え方やその現状、また、プラン推進の成果や意識の浸透度を把握し、次期プラン策定の基礎資料を得ること

② 調査の対象

二宮町在住(令和3年6月1日現在)の満18歳以上の1,000人(男性500人、女性500人)を住民基本台帳から無作為抽出)

③ 調査期間

令和3年7月26日(月)～8月16日(月)の3週間

④ 調査方法

郵送による配布・回収

⑤ 回収状況

配布件数	有効回答数	有効回答率
1,000 通	297 通 (男性 39.7% 女性 59.3% その他 1.0%)	29.7%

「町民意識調査」の全ての結果については、町ホームページよりご覧いただけます。

町ホームページ



二宮町 男女共同参画 調査



検索バーでご検索ください。



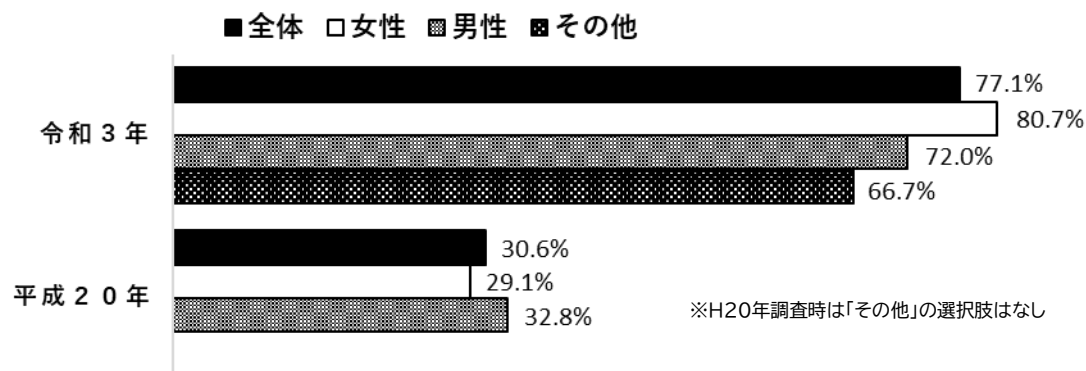
©東京ハイジ／二宮町

(2) 町民意識調査結果

① ジェンダー平等に関する言葉(「ジェンダー」)の認知度について

「ジェンダー」については、全体の 77.1%の方が「知っている、聞いたことがある」と回答し、平成 20 年8月に二宮町で実施した調査結果の 30.6%より、46.5 ポイント上回っています。

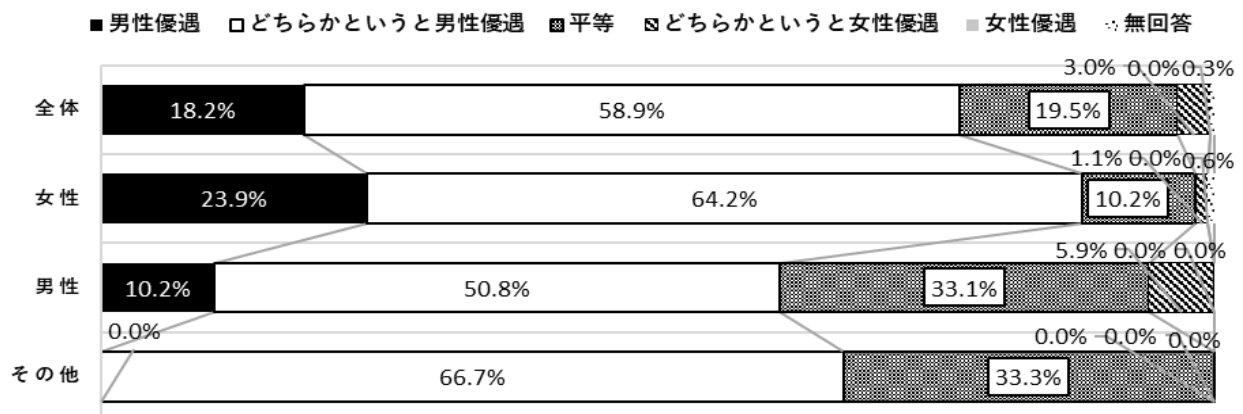
また、内閣府が令和元年9月に実施した調査結果の 55.8%より、21.3 ポイント上回っていることから、二宮町における「ジェンダー」への認知度が高まってきていることが分かります。



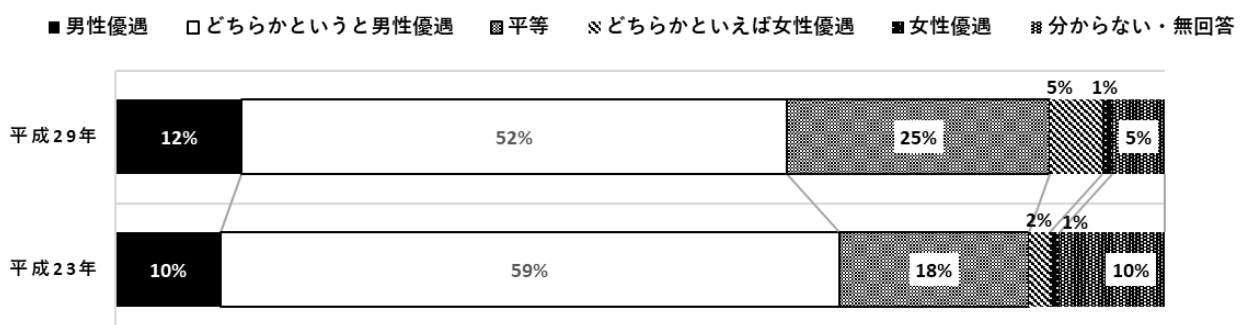
② 「社会全体」の男女の地位に関する意識について

社会における男女の地位の平等感については、「男性優遇」「どちらかというと男性優遇」が多く、依然として社会全体において男性優位であると感じている人が多い状況です。

また、経年比較をみても、二宮町において男女の地位の平等感が高まっていないことがうかがえます。

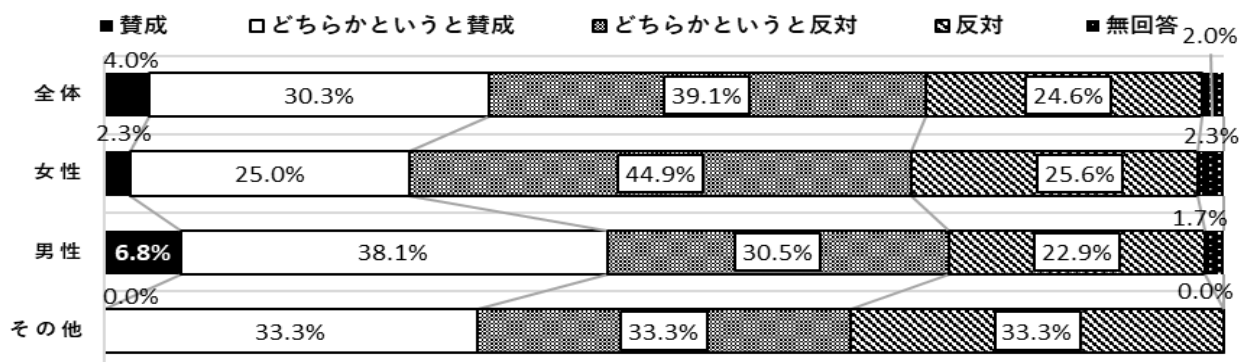


【経年比較】



③ 固定的性別役割分担意識について

「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」という固定的性別役割分担意識については、「反対」（反対、どちらかという反対）と回答した方が、63.7%となっています。特に女性においては、男性より17.1ポイント高い70.5%であり、固定的性別役割分担意識を容認しない傾向が高いことがうかがえます。

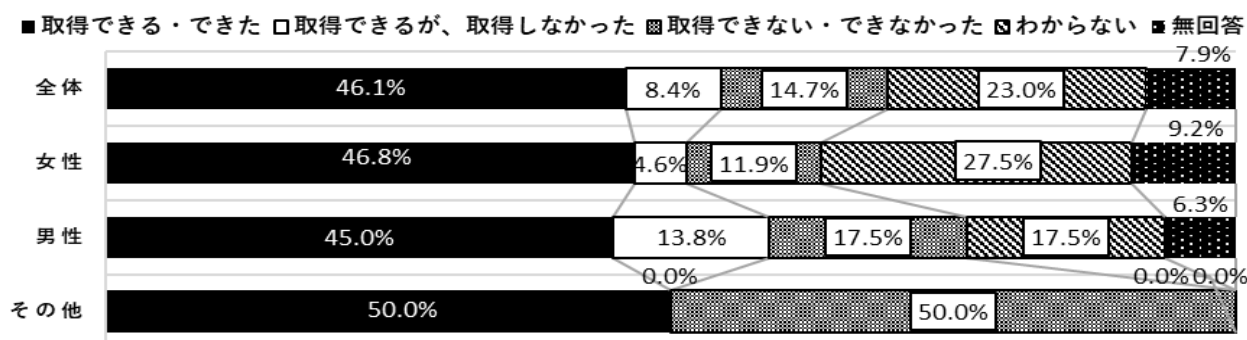


④ 育児休業・介護休業制度の利用状況について

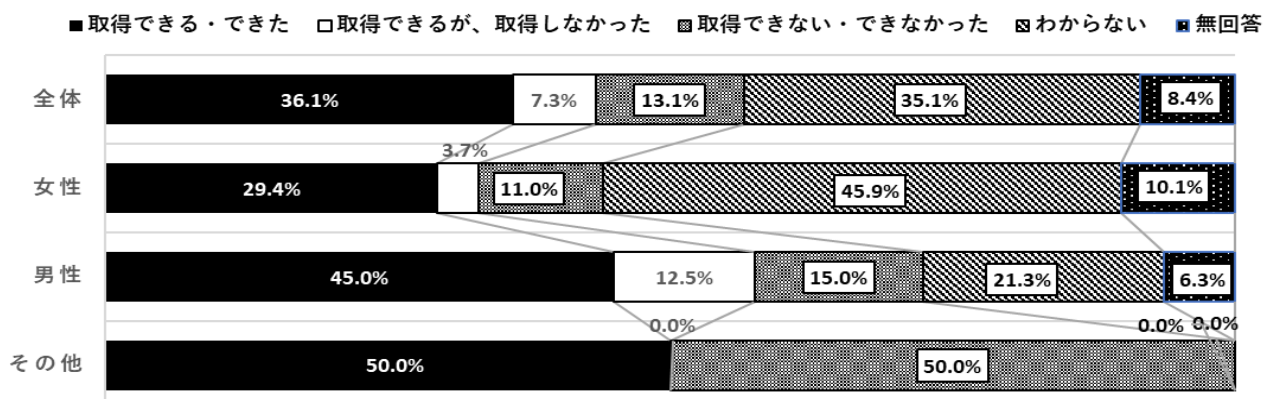
育児休業、介護休業ともに、「取得できる・できた」の割合が最も多く、育児休業については性別による構成比に大きな違いはありませんが、介護休業については性別による構成比が大きく異なり、男女によって置かれている状況に違いがあることが分かります。

また、平成29年の調査では、「制度や取組はあり、活用したことがある」と回答した方が11%であり、育児休業、介護休業ともに普及してきていることが分かります。

【育児休業】 ※回答者は現在仕事をしている方

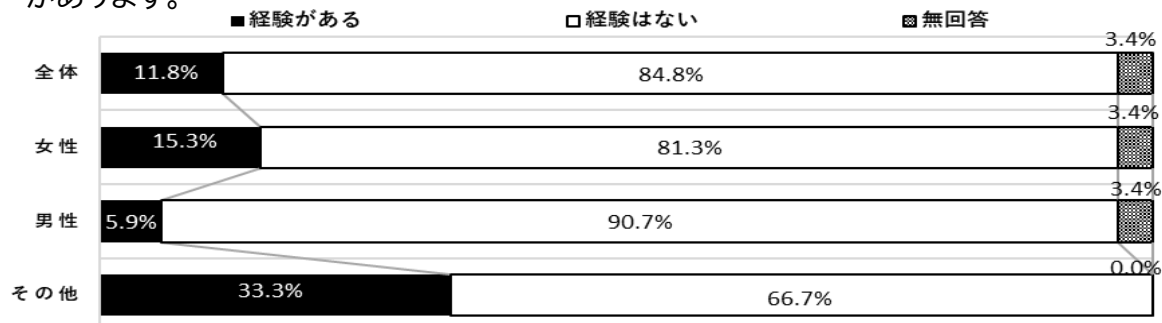


【介護休業】 ※回答者は現在仕事をしている方



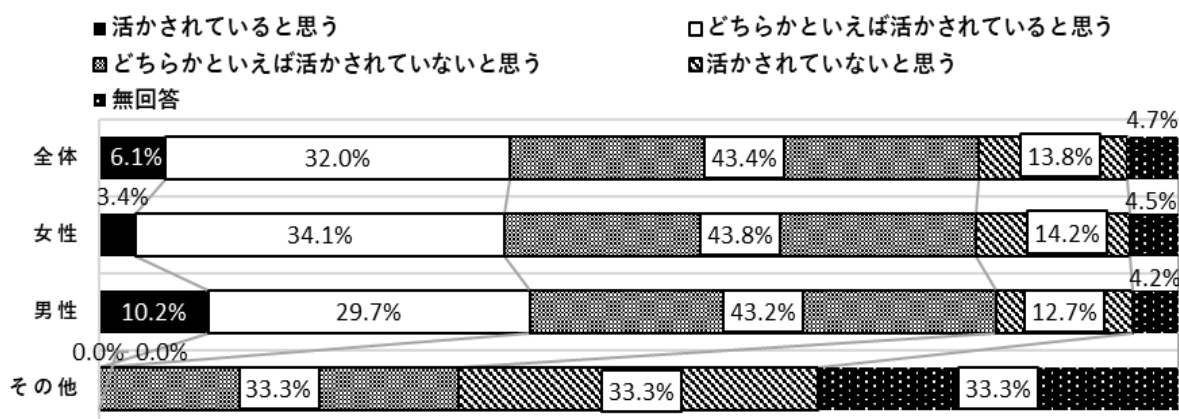
⑤ DV(ドメスティック・バイオレンス)について

全体の11.8%が「DV 行為を受けた経験がある」と回答し、男性も5.9%の方が「経験がある」と回答しています。一方で、DV 行為を受けた経験があると回答した方の68.6%が「だれ(どこ)にも相談をしなかった」と回答しており、相談窓口の周知、相談体制の充実を進めていく必要があります。



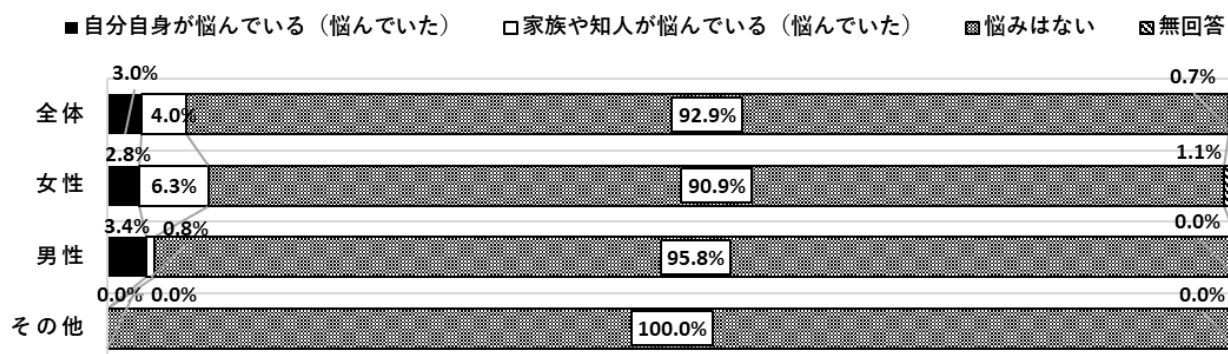
⑥ 防災に関する意識について

防災活動(物資の備蓄、防災訓練、避難所の運営計画等の防災対策)に女性の視点が活かされているかについて、「活かされていない」「どちらかといえば活かされていないと思う」と回答した方は57.2%と、「活かされている」「どちらかといえば活かされていると思う」と回答した方より19.1ポイント上回る結果となっており、日頃の防災活動に、女性の視点やジェンダー平等の視点が不足していることが分かります。



⑦ セクシュアル・マイノリティについて

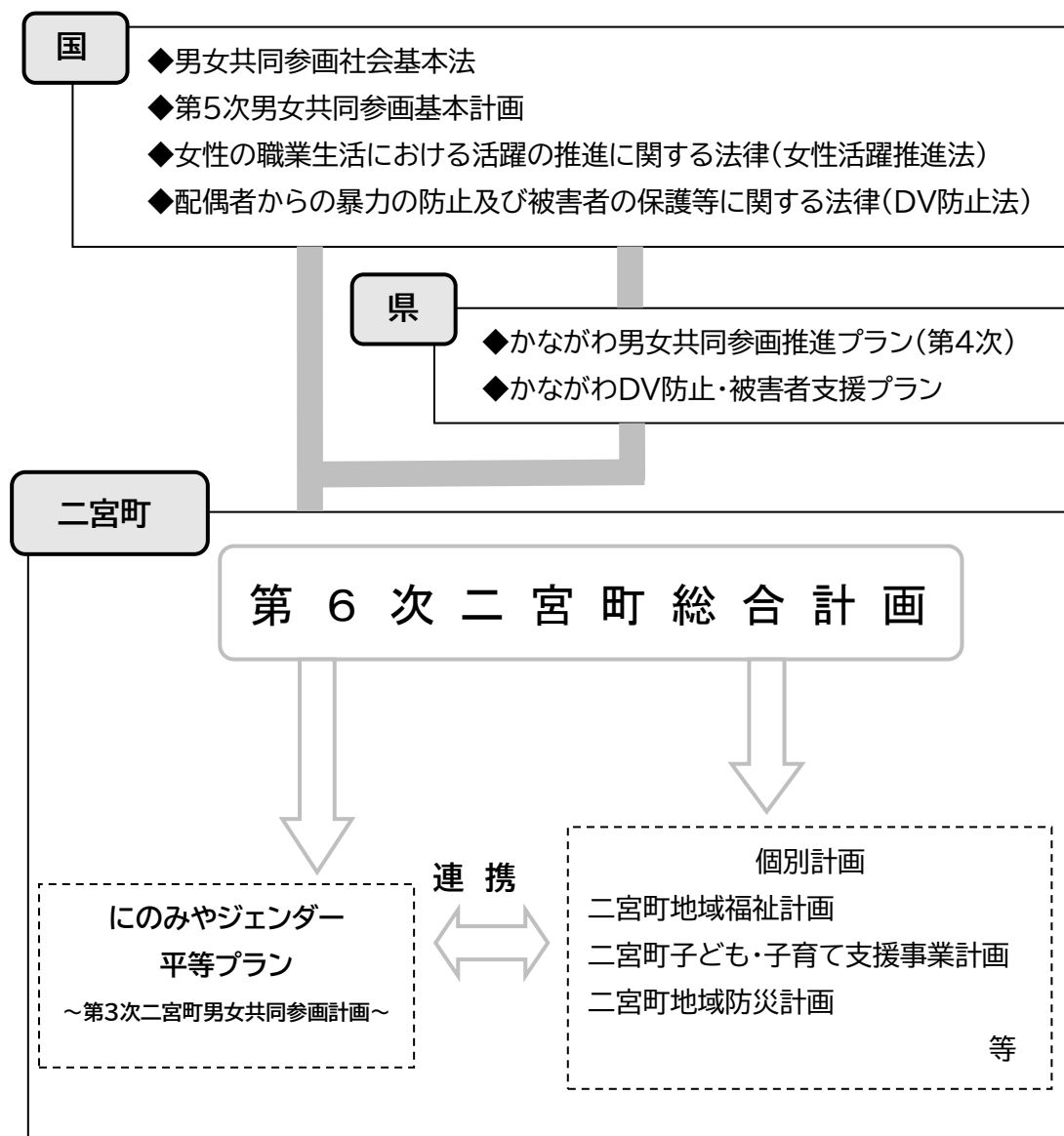
民間調査※において、LGBT やセクシュアル・マイノリティ(性的少数者)等に該当すると回答した方が8.9%いるといった調査結果がありますが、二宮町においても「自分の身体の性や、心の性または性的指向に悩んだことがある」と回答した方は、全体の3%おり、「家族や知人が悩んでいる(悩んでいた)」と回答した方は4%となっています。 ※「電通ダイバーシティ調査・ラボ「LGBTQ+調査2020」



2 プランの基本的な考え方

1. プランの位置付け

- ◇ 本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定された「市町村男女共同参画計画」にあたるものであり、本町が男女共同参画社会の形成を目指すにあたり指針となるものです。
- ◇ 本プランは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に規定された「市町村推進計画」を包含しています。
- ◇ 本プランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第2条の3第3項に規定された「市町村基本計画」を包含しています。



2. プランの期間

本プランの計画期間は、令和5年度(2023年度)から令和14年度(2032年度)の10年間とします。

ただし、社会情勢の変化等に応じるため、策定から概ね5年後に見直しを行います。

令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和9年度 (2027年度)	令和14年度 (2032年度)	令和15年度 (2033年度)
第2次プラン	にのみやジェンダー平等プラン (第3次二宮町男女共同参画計画)			第4次プラン
		中間見直し		

◆二宮町男女共同参画シンボルマーク◆



子どもからお年寄りまで広く愛され、親しまれるよう、町の目指す「男女共同参画社会」の明るく元気な姿を描いたシンボルマークを平成19年に一般公募し、平成20年より活用を開始しています。

赤一色で作られたこのデザインは「さんぜんと輝く希望の太陽」と、認め合い、助け合い、分かち合う「男女の平等」を表したもので、力強く羽ばたき発展していく勇姿を象徴したものです。

このシンボルマークを周知し、チラシ、ポスター等の広報に活用しながら、男女共同参画の啓発活動を推進していますので、積極的にご利用ください。

3

プランの内容

1. 将来像

本プランでは「男女共同参画社会基本法」が目指す、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「ジェンダー平等社会」の実現を目指すとともに、以下の将来像を町のあるべき姿として掲げます。

多様性を認め合い、自分らしくいられるまち 湘南にのみや

2. 基本方針

「男女共同参画社会基本法」に定められた「男女共同参画社会の形成についての基本理念」をもとに、「将来像」を実現させるための基本方針を次のように定めます。

I 「意識の高揚」

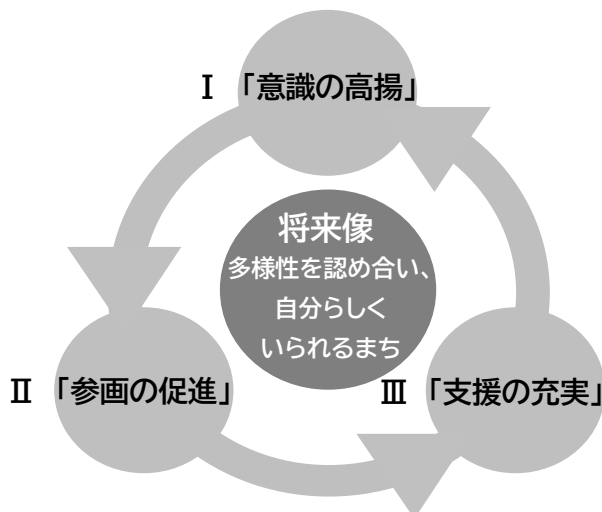
社会の様々な場面において、ジェンダー平等の視点に立った「ジェンダー平等意識」の普及啓発、情報発信を行い、「意識の高揚」を図ることで、将来像の実現を目指します。

II 「参画の促進」

社会のあらゆる分野で具体的な行動に結びついたジェンダー平等を推進し、機会の創出による「参画の促進」を図ることで、将来像の実現を目指します。

III 「支援の充実」

ジェンダー平等に関わる参画をより活発なものとするため、間接的なサポートや参画しやすい環境の整備による「支援の充実」を図ることで、将来像の実現を目指します。



3. 重点目標

(1)重点目標 1 ～啓発・理解促進・情報提供・イベント・講座・教育～

「ジェンダー平等や性の多様性への意識づくり」

ジェンダー平等意識を形成するための普及啓発を図るとともに、子どもからお年寄りの方までの幅広い世代に向けて、わかりやすい啓発を継続的に行うことで、世代間の認識の乖離を解消し、「ジェンダー平等」への理解を深めてもらうほか、人権尊重意識の向上を図ります。

また、性別にかかわらず、誰もが自分らしくありのままでいられるまちの実現を目指し、社会における多様な性への理解を促進するため、啓発をはじめ、積極的な情報発信を行います。

(2)重点目標 2 ～行政・各種団体等の具体的な活動・参画促進～

「あらゆる分野へのジェンダー平等の促進」

家庭生活、地域活動、職場、防災等、社会のあらゆる場面、様々な分野へのジェンダー平等や機会均等の促進を図ります。

地域や家庭にいまに残る「性別役割分担意識」の解消や、職場におけるジェンダー平等意識の啓発をはじめ、ワーク・ライフ・バランスの視点や多様なライフスタイルの選択ができる働き方の見直しに向けた啓発を行います。

審議会等への女性委員の積極的な登用を図ることで、これまで男性の意見に偏りがちだった「政策・方針決定の場」への女性の参画を促進して意見を反映するとともに、「女性活躍推進」のもと、女性の意識や能力を発揮できるような学習機会、相談機会を図ります。

また、防災の分野においても「ジェンダー平等」の意識を高め、性別にとらわれることなく多方面の視点に配慮し、総合的な防災対応力の向上を図ります。

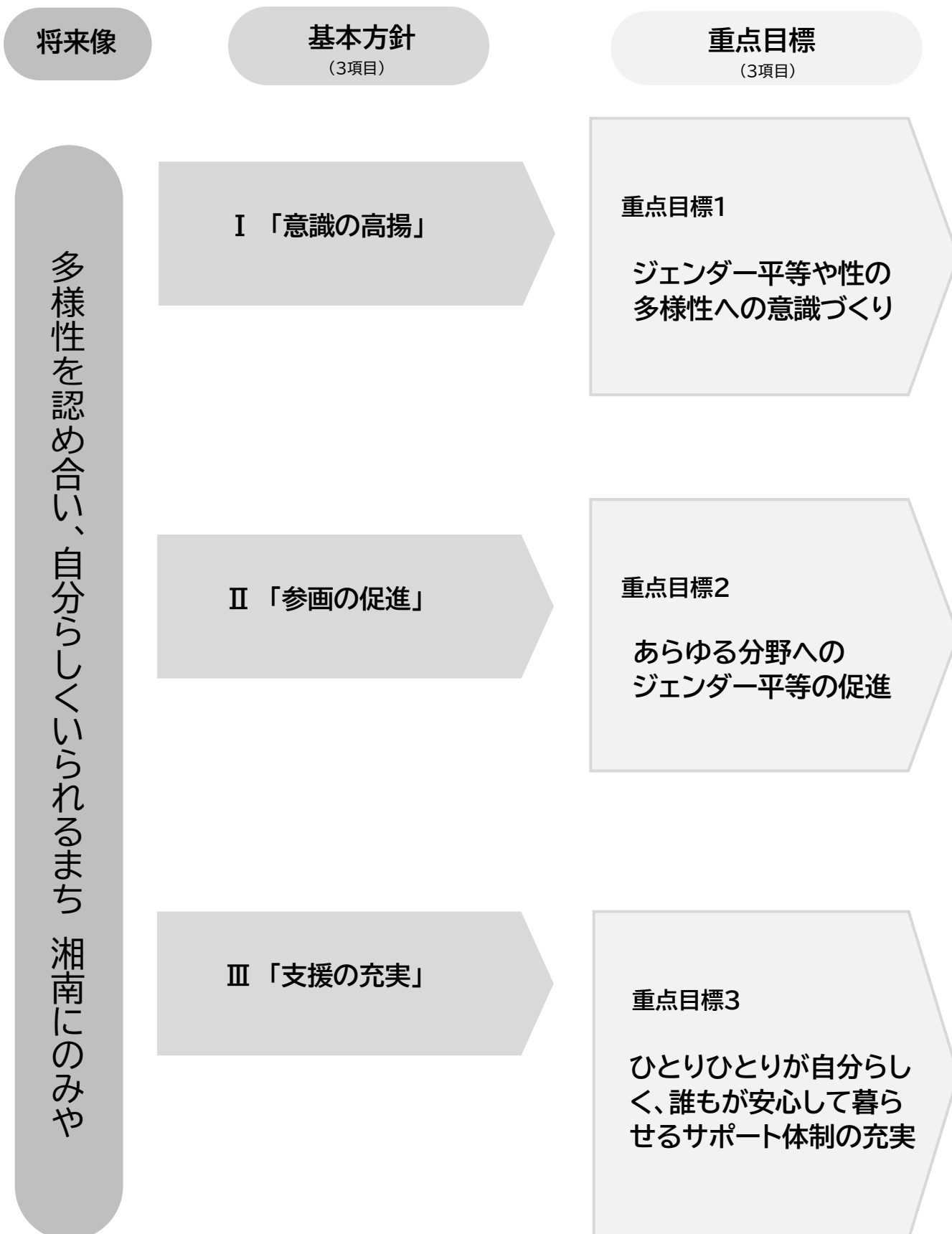
(3)重点目標 3 ～サポート体制の充実～

「ひとりひとりが自分らしく、誰もが安心して暮らせるサポート体制の充実」

町民ニーズの高い「子育て」や「介護」に関わる支援体制の充実を図るとともに、「人生 100 年時代」を見据えた健康づくりや相談体制の充実等、誰もが安心して暮らせるサポート体制の整備を図ります。

また、増加を続けるDVやデートDVの防止、様々なハラスメントの防止のための啓発をはじめ、多岐に渡って複雑な事情を抱える家庭に対して、支援・相談体制の充実を図ります。

4. プランの体系図



施 策

(10 項目)

施策の方向

(22 項目)

(1) ジェンダー平等意識の普及啓発と教育	① ジェンダー平等意識の啓発推進 ② 人権尊重・意識向上に向けた啓発	P14
(2) 性の多様性への意識づくり	③ 性の多様性の理解、啓発	P16
(3) 家庭生活・地域活動におけるジェンダー平等の促進	④ 固定的性別役割分担意識解消のための意識改革 ⑤ 男性の家事、育児、介護への参加促進 ⑥ 地域社会への参画促進	P18
(4) 働く場におけるジェンダー平等の促進 ○	⑦ 「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けた取組 ⑧ 女性活躍の推進	P20
(5) 政策・方針決定過程における女性の参画促進	⑨ 町職員における女性管理職登用の推進 ⑩ 審議会等における女性参画の推進	P22
(6) 防災分野におけるジェンダー平等の促進	⑪ ジェンダー平等に配慮した避難所等の運営 ⑫ 自主防災組織への女性参画と女性リーダーの育成	P24
(7) 多様な家庭の安心な暮らしの形成	⑬ 多様なニーズに対応した子育ての支援 ⑭ 高齢者の暮らしの支援 ⑮ 多様な家庭への支援体制の整備	P26
(8) 心と身体の健康づくり支援	⑯ ライフステージに応じた健康管理 ⑰ 「人生 100 年時代」の生涯を通じた健康づくり	P28
(9) あらゆる暴力の根絶 ◇	⑱ 配偶者等からの暴力防止、DV被害者への支援 ⑲ あらゆるハラスメントの防止 ⑳ 犯罪被害者等に対する支援	P30
(10) プランの推進体制の整備、推進活動への支援	㉑ 施策の推進と管理の充実 ㉒ 町民、町民活動団体等への支援	P32

○ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に定める市町村推進計画

◇ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に定める市町村推進計画

【施策1】 ジェンダー平等意識の普及啓発と教育



ジェンダー※平等社会の形成を実現するためには、職場や地域、家庭や学校といったそれぞれの場で、町民一人一人が、性別による固定的な役割分担意識を見直していく必要があります。

しかし、社会全体を見渡すと、「男性は仕事、女性は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的な業務」といった性別による固定的な役割分担意識が依然として残り、社会のあらゆる分野でいまだに男性を中心とした仕組み、また、「アンコンシャス・バイアス※(無意識の思い込みや偏見)」による表現や言動が存在しています。

ジェンダー平等社会の実現に向け、幼少期から人権尊重や男女の相互理解、多様な価値観を認め合うダイバーシティ※(多様性)への理解を基盤としたジェンダー平等についての理解を深め、町民一人一人の多様な価値観、生き方等が尊重され、それぞれが個性と能力を発揮できる社会を目指します。

施策の方向の成果指標(数値目標)

指 標	担当課	実 績 値		令和9年度 中間値	令和14年度 目標値
		第2次プラン 改定時 (平成29年度)	現状値 (令和3年度)		
「ジェンダー」の認知度	地域政策課	—	77.1%	90%	100%

◆「ジェンダー(Gender)」…「男らしく、女らしく」といった社会的・文化的につくられた性別、性差。生物学的な性別であるセックス(Sex)とは区別される。

◆「アンコンシャス・バイアス」…誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。「無意識の思い込み」「無意識の偏見」「無意識のバイアス」等と表現されることもあり、育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに刻み込まれ、既成概念、固定観念となっていくもの。

◆「ダイバーシティ(Diversity)」…多様性のこと。性別や国籍、年齢に関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

施策の方向

① ジェンダー平等意識の啓発推進

ジェンダー平等社会を実現していくため、学校、家庭、地域等のあらゆる場と機会において、男女がともに多様な生き方を選択することができ、そしてジェンダーに気づき、自身の問題として捉えられるよう、あらゆる分野において普及啓発をしていきます。

また、性別、年齢を問わず、様々な人が個性と能力を発揮することの大切さ、ジェンダー平等を学ぶことができる場と機会の充実を図ります。

No.	項 目	概 要	担当課
1	男女共同参画講演会等の開催	町主催の講演会、町民団体の意見や企画を取り入れたフォーラム等を開催します。	地域政策課 生涯学習課
2	ジェンダー、男女共同参画に関する図書等の収集、情報提供	図書館で、関係図書や視聴覚資料を収集します。また、毎年6月「男女共同参画週間」の期間中においては、特設コーナーを設け、情報提供します。	生涯学習課 地域政策課
3	学校教育におけるジェンダー平等教育等の実施	教育関係者に対し、ジェンダー平等や性教育を含めた人権教育等を進めるための研修を実施し、性別にとらわれない個性や正しい性の知識、能力の適性を活かした教育活動を行うことで、児童生徒の人権の尊重、ジェンダー平等、性に対する理解を深めていきます。	教育総務課 生涯学習課

② 人権尊重・意識向上に向けた啓発

誰もが多様な生き方を選択できる社会の実現には、一人一人の人権が守られることが重要です。また、セクシュアル・マイノリティへの差別等、様々な人権課題の解消に向け、町職員の人権に対する意識向上も含め、広く意識啓発に努めます。

No.	項 目	概 要	担当課
4	人権講演会、研修等の開催	セクシュアル・マイノリティへの差別等をはじめとした様々な人権課題の解決に向けて、町主催の講演会や研修等を開催します。	地域政策課 生涯学習課

【施策2】 性の多様性への意識づくり



セクシュアル・マイノリティの方々は、周囲の無理解や偏見によって悩みや生きづらさを抱え、生活の様々な場面で困難に直面する等、ありのままの自分を表現することが難しい状況にあります。

すべての人々が、自分らしく生きていくためには、差別や偏見につながらないように十分に配慮しながら、社会全体が互いに個性を尊重し合い、それぞれの個性や能力が発揮されるような多様性を尊重する基盤づくりを進めることが大切です。

このような状況を踏まえ、町では「誰もが自分らしくありのままでいられるまちの実現」を目指し、令和4年(2022年)4月から「二宮町パートナーシップ宣誓制度※」を開始しました。

行政が、LGBTQ※を支援する人、応援する人「ALLY(アライ)」であることを発信することで、町民や事業者の方々等に多様な性への理解が広がり、当事者の悩みや生きづらさが少しでも解消され、自己肯定感を高めることにつながっていくことを期待するものです。社会全体が互いの多様性を尊重し、誰もが自分らしい生き方ができる社会の実現を目指していきます。

施策の方向の成果指標(数値目標)

指 標	担当課	実 績 値		令和9年度 中間値	令和14年度 目標値
		第2次プラン 改定時 (平成29年度)	現状値 (令和3年度)		
「LGBT(Q)」の認知度	地域政策課	—	82.2%	90%	100%
「パートナーシップ宣誓制度」の認知度	地域政策課	—	57.0%	90%	100%

◆「LGBTQ」…次の頭文字の一つずつを組み合わせたセクシュアル・マイノリティの総称の一つとして使われますが、実際には多様な性のあり方の一部に過ぎず、一人一人がグラデーションのように多様です。

- L Lesbian(レズビアン) 性自認が女性で恋愛対象も女性である人
- G Gay(ゲイ) 性自認が男性で恋愛対象も男性である人
- B Bisexual(バイセクシュアル) 恋愛対象が女性にも男性にも向いている人
- T Transgender(トランスジェンダー) 体と性自認が一致せず、体の性に違和感を持つ人
- Q Queer(クイア) その他の性的マイノリティのことを総称する言葉 または Questioning(クエスチョニング)自分の性の在り方が定まっていない人、決めたくない人

③ 性の多様性の理解、啓発

誰もが生きやすい多様な生き方ができる社会の実現を目指して、性の多様性への社会的な理解が得られるように、積極的な啓発に努めるとともに、相談窓口等での周知も行っていきます。

また、令和4年4月に開始した「二宮町パートナーシップ宣誓制度」について、制度の浸透を図っていきます。

No.	項 目	概 要	担当課
5	【再掲】 人権講演会、研修等の開催	セクシュアル・マイノリティへの差別をはじめとした様々な人権課題の解決に向けて、町主催の講演会や研修等を開催します。	地域政策課 生涯学習課
6	「パートナーシップ宣誓制度」の周知	「パートナーシップ宣誓制度」の周知を行い、町が「ALLY※(アライ)」であることを積極的に発信していきます。 ※LGBTQを支援する人、応援する人	地域政策課
7	セクシュアル・マイノリティへの理解促進・相談窓口の周知	広報紙・ホームページへの掲載や、リーフレット等を関係機関に配架をすることで、セクシュアル・マイノリティについて理解促進を図るとともに、相談窓口について周知を行います。	地域政策課
8	多様な性について配慮した情報発信や接遇	様々な媒体(広報紙やホームページ等)による情報発信、様々な場面において多様な性に配慮した接遇に努めます。	地域政策課 【全課】

◆「パートナーシップ宣誓制度」

悩みや生きづらさを抱えているLGBTQの方をはじめ、事実婚の方、同性・異性を問わず、互いが「人生のパートナー」であることを宣誓した二人に町が「宣誓書受領証カード」等を交付する制度です。

宣誓した方々が自分らしく生活できることを応援するとともに、多様性への理解が広がり、誰もが生きやすい多様な生き方ができる社会の実現を目指しています。

パートナーシップ宣誓書受領証カード

宣誓日 年 月 日

様 様

(年 月 日生) (年 月 日生)

二宮町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

第 号

年 月 日 二宮町長 印

町ホームページ



二宮町パートナーシップ宣誓制度

検索バーでご検索ください。



【施策3】 家庭生活・地域活動におけるジェンダー平等の促進



共働き世帯が増えている中で、女性も男性も同様に責任ややりがいを持ち、キャリアを重ねることを求める方がいる一方で、「子育てや家事等は女性の仕事、男性は外で働くもの」という固定的な性別役割分担意識を持つ方が多い傾向がまだにあり、男性の家庭における家事、育児、介護等の時間はあまり増えていない現状があります。性別に関係なく、仕事も家庭も含め自分の人生を大切にするためには、お互いに家事、育児、介護等を分担し、責任を分かち合っていくことが大切です。

また、少子高齢化の進行、家族形態の変化、地域との関わり方の変化が進む中、地域社会の果たす役割はますます大きくなっています。地域は、家庭とともに最も身近な暮らしの場でもあり、地域社会においてもジェンダー平等意識が重要となります。

一方で、地域における課題やニーズが多様化している中で、暮らしやすく活力ある地域社会を築くためには、行政だけではなく、あらゆる世代の町民が幅広い地域活動をしていくことも必要です。しかし、地域活動に携わっている女性が多いにもかかわらず、地域の意思決定過程に女性参画が進まないといった現状に対し、男女が平等な関係を構築し、男女がともに支え合う地域づくりを推進することが一層求められています。

施策の方向の成果指標(数値目標)

指 標	担当課	実 績 値		令和9年度 中間値	令和14年度 目標値
		第2次プラン 改定時 (平成29年度)	現状値 (令和3年度)		
地区役員の女性割合	地域政策課	—	16.4%	25%	30%

④ 固定的性別役割分担意識解消のための意識改革

男女がともに多様な生き方を選択できる社会の実現を目指し、ジェンダー平等への意識啓発に努めるとともに、町が発信する広報媒体等については、ジェンダー平等の視点を持った適切な表現に努めます。

No.	項 目	概 要	担当課
9	意識改革のための情報発信	ジェンダー平等や多様な視点を持って、広報紙、ホームページ等の広報媒体を活用し、広く情報発信します。	地域政策課 【全課】
10	【再掲】 男女共同参画講演会等の開催	町主催の講演会や、町民団体の意見や企画を取り入れたフォーラム等を開催します。	地域政策課 生涯学習課

⑤ 男性の家事、育児、介護への参加促進

性別にかかわらず、ともに家事・育児・介護等を担うことができるよう、男性への情報提供や知識・技術の習得機会、交流の機会を提供していくことで、男性だけでなく家族全体で、家事、育児、介護を考えるきっかけづくりへとつなげていきます。

No.	項 目	概 要	担当課
11	男性が参加しやすい講座等の実施	男性をターゲットにした、また、男性が参加しやすい家庭・育児・介護に関する講座等を実施します。	子育て・健康課 高齢介護課 生涯学習課
12	誰もが参加しやすい事業環境の整備	会議や講座・イベント等を休日・夜間に開催する、託児サービスを準備する等、誰もが参加しやすい環境を整備します。	地域政策課 【全課】

⑥ 地域社会への参画促進

地域力を高め、持続可能な社会を構築するためには、地域におけるジェンダー平等が欠かせません。地域社会における各種活動に、男女がともに主体的に関わることができるよう、意識啓発や環境整備に取り組みます。

No.	項 目	概 要	担当課
13	地区役員への女性登用促進	二宮町地区長連絡協議会にて、地域づくりにおける女性の視点、ジェンダー平等の重要性を周知し、地区長等の自治会役員への女性登用の促進を働きかけます。	地域政策課

【施策4】 働く場におけるジェンダー平等の促進



ライフスタイルや価値観が多様化した近年において、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現を望む人は少なくありません。しかし、男性の長時間労働は、男性が家事や育児等に参加することや女性が就労を継続すること、意欲を持ちながら社会参画することを妨げているという実態があります。

また、長時間労働の削減、労働生産性の向上等といった働き方改革を進めることのほかに、労働基準法、育児・介護休業法に基づく制度の定着と活用の促進や、男性の育児休業の取得促進、ライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方の導入の重要性について、関係機関と連携して周知を行っていくことが必要です。さらには、仕事と子育てを両立できる環境が不足していることから、正規雇用から非正規雇用へとキャリアを中断せざるを得ない L 字カーブ※問題の解消が、職場における男女の平等な雇用と待遇の確保、すなわち、女性のエンパワーメント※の獲得へとつながっていきます。

働く場において、ワーク・ライフ・バランスを実現するための取組やジェンダー平等への取組が、役場のみならず事業者等においても推進されるよう支援を行います。

施策の方向の成果指標(数値目標)

指 標	担当課	実 績 値		令和9年度 中間値	令和14年度 目標値
		第2次プラン 改定時 (平成29年度)	現状値 (令和3年度)		
町職員における男性の 育児休業取得率	総務課	11.1% (1名/9名)	0% (0名/9名)	50%	50%
町職員における男性の 配偶者出産休暇及び育 児参加休暇の取得率	総務課	配偶者出産休暇 88.9% (8名/9名)	配偶者出産休暇 66.7% (6名/9名)	配偶者出産休暇 100%	配偶者出産休暇 100%
		育児参加休暇 55.6% (5名/9名)	育児参加休暇 22.2% (2名/9名)	育児参加休暇 100%	育児参加休暇 100%
創業塾受講者数	産業振興課	9 名	6名	8 名	10 名

◆「L 字カーブ」…女性の正規雇用比率を年齢階層別にグラフで示したとき、多くが出産を経験する20代後半をピークに女性の正規雇用比率が低下していき、Lのような形になること。背景として、女性の働き方がフルタイムの正規雇用とパートタイムの非正規雇用に二極化していること、仕事と子育てを両立できる環境が不足していること等が挙げられる。

◆「エンパワーメント」…自己決定する力、仕事上の技術力、経済的な力、物事を決定する場での発言力を身につけ、その力を発揮し、様々な政策決定過程に参画する等、力をつけること。

施策の方向

⑦ 「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けた取組

町内事業所へのワーク・ライフ・バランス確保の重要性を周知するため、町がジェンダー平等のモデルとなるよう、役場における仕事と子育ての両立支援の取組等、率先行動を進めます。

No.	項 目	概 要	担当課
14	町職員における男性の育児休業等の取得促進	「出生時育児休業制度(産後パパ育休)」や「育児休業の分割取得」等を利用し、パートナーとして積極的に育児に参加できるよう、男性職員の柔軟な育児休業等の取得を促進します。	総務課
15	町職員の時間外勤務の縮減	週1回、定時退庁日(原則水曜日)を設定するとともに、定時退庁を促す雰囲気づくりを推進します。	総務課 【全課】
16	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	バランスのとれたライフスタイルへの転換を図った事例等を、国・県のパンフレット等を活用し紹介します。	産業振興課 地域政策課

⑧ 女性活躍の推進

女性の能力が十分に発揮できるよう、職業能力習得の機会の拡充につながる情報提供や、起業につながるノウハウ等に関する情報提供を行っていきます。

No.	項 目	概 要	担当課
17	就業相談・支援	女性の就業における相談について、相談窓口を紹介するとともに、関連する情報を収集し、提供します。	産業振興課
18	女性の職業訓練・キャリアアップに関する情報提供	県等のパンフレット等の配架により情報提供を行います。	産業振興課 地域政策課
19	起業家支援	商工会と連携して創業塾を開催し、クラウドファンディング等、新しいニーズに合った起業に関する情報提供等を行うほか、創業支援事業計画を策定することで、事業者や町民等による起業を支援します。	産業振興課

【施策 5】 政策・方針決定過程における女性の参画促進



世界経済フォーラムが毎年発表する社会全体(経済・政治・教育・健康分野の合計)の男女格差を示す「ジェンダーギャップ指数※」において、令和4年(2022年)の日本の順位は146か国中116位(令和3年は156か国中120位)と、先進7か国で最下位となっています。

この状況は町においても例外ではなく、ジェンダー平等の視点から政策・方針決定の場や各種審議会等への女性参画を推進するため、「ポジティブ・アクション※(積極的改善措置)」の推進や啓発を行ってきましたが、委員の選定基準に法的な定めのある審議会等が多くあるため、国の目標とする30%に達しない状況が続き、固定的性別役割分担意識やキャリア形成機会の男女間格差が未だ解消されておらず、政策・方針の立案、決定の場において女性の意見が十分に反映されていない状況が続いています。

町民の半数は女性であり、町の重要な政策・方針決定の場に女性が参画し、多様な視点や発想を生かした町民サービスにつなげることは、町民満足度の高い町づくりの実現につながります。

施策の方向の成果指標(数値目標)

指 標	担当課	実 績 値		令和9年度 中間値	令和14年度 目標値
		第2次プラン 改定時 (平成29年度)	現状値 (令和3年度)		
町女性職員の管理職 への登用率	総務課	14.8%	17.5%	30%	30%
町審議会等への女性 委員登用率	地域政策課	24.2%	28.3%	35%	40%

◆「ジェンダーギャップ指数(GGI(Gender Gap Index))」…世界経済フォーラムが公表する各国における男女格差を測る指数。経済、政治、教育、健康の4つの分野からデータから作成され、「0」が完全不平等、「1」が完全平等を示している。(令和4年指数:0.650)

◆「ポジティブ・アクション(積極的改善措置)」…一般的に、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別な機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現するために講じる暫定的な措置のこと。

⑨ 町職員における女性管理職登用の推進

町の政策・方針決定過程への女性の参画を進めるとともに、女性にも意思決定の場に進んで参画し、状況を変えていく力、エンパワーメントが求められています。身近なロールモデル※の発掘や職員の成長を支援する制度を検討する等、女性リーダーの育成を進め、女性の管理職への登用を推進します。

No.	項 目	概 要	担当課
20	町職員における女性管理職への積極的登用	女性活躍推進法における「特定事業主行動計画」に基づき、職員における女性職員の管理職※への登用を推進します。 ※主幹級以上	総務課

⑩ 審議会等における女性参画の推進

各審議会等における女性の参画を進めるとともに、様々な意見を反映できるよう積極的な女性の委員等の登用に取り組みます。

No.	項 目	概 要	担当課
21	町審議会等への女性委員の登用推進	「審議会等への女性の参画を推進するための方針」に基づき、女性登用を積極的に推進します。	地域政策課 【全課】

◆「ロールモデル」・・・「将来こうありたい」と目標にする存在であり、考え方や行動の模範となる理想的な人物のこと。

【施策6】 防災分野におけるジェンダー平等の促進



近年、大規模な自然災害が頻発しており、避難所の開設、運営、環境整備等といった災害対応において、女性の視点、ジェンダー平等の視点の必要性が注目されています。

災害時に、避難者が安心して生活を送ることができるようにするためには、平常時から、避難所での男女のニーズの違い、年齢や健康状態、障がいの有無によるニーズの違い、性自認や性的指向等の多様性への配慮の視点を取り入れていくことが重要になります。(参考:スフィア基準)

また、地域防災力の向上には地域住民の協働が必要であり、そうした観点から、地域防災の要となる自主防災組織への女性の参画、女性リーダー育成を積極的に促進していき、協力して活動できるような取組を進めていきます。

施策の方向の成果指標(数値目標)

指 標	担当課	実 績 値		令和9年度 中間値	令和14年度 目標値
		第2次プラン 改定時 (平成29年度)	現状値 (令和3年度)		
防災会議における女性委員割合	防災安全課	12.5%	8.3%	20%	30%
女性配備職員がいる広域避難所の割合	防災安全課	0%	100%	100%	100%

コラム

「スフィア・ハンドブック」「スフィア基準」

1990年代、世界中で人道支援を実施した団体が集まり、自らの活動を振り返り、その反省から「Quality & Accountability(Q&A)支援の質とアカウンタビリティ」を指標、国際基準となる「スフィア基準」をまとめたハンドブックで、災害時等に支援現場で、人道憲章の枠組みに基づき、生命を守るための主要な分野において最低限満たされるべき国際基準です。

スフィア基準は、「トイレは20人に1つ以上」「トイレは男女別で、男子:女子=1:3」「1人あたり3.5㎡を超える居住空間が必要」等、一人一人の尊厳を尊重し、その権利を保護したうえで、総合的な対応策をとる際の各支援者や個々人の意識・行動を目指しています。

避難所の質の向上をはじめ、被災者にとって安定した状況で尊厳をもって生存し回復するため、そして避難所での女性と男性のニーズの違いや避難所運営時のジェンダー平等の視点の参考となる国際基準となります。

施策の方向

⑪ ジェンダー平等に配慮した避難所等の運営

災害時において、男女のニーズの違い、女性や子どもの安全確保、プライバシーの確保等に十分配慮できるよう、ジェンダー平等、多様性への配慮等、様々な視点を取り入れた防災備蓄、避難所の運営を推進します。

No.	項 目	概 要	担当課
22	ジェンダー平等や様々な視点に配慮した防災対策	防災備蓄、避難所運営等に男女のニーズの違いやジェンダー平等、世代別や要配慮者等に配慮した防災対策を推進します。	防災安全課
23	町と関係機関におけるジェンダー平等の視点における防災体制の構築・推進	災害時等に県関係機関や様々な支援団体との連携を図るため、平常時からジェンダー平等の視点にたった防災体制の構築・推進を行います。	地域政策課 防災安全課

⑫ 自主防災組織への女性参画と女性リーダーの育成

地域の自主防災組織に女性役員や女性のリーダーがいることで、女性の視点がスムーズに取り入れられ、ジェンダー平等の視点を取り入れた災害時の避難所設置・運営のみならず、男女のニーズの違いや年齢の違いに配慮した防災用品の備蓄へとつながります。町では、自主防災組織への女性役員の登用をはじめ、女性リーダー育成の働きかけを行っていきます。

No.	項 目	概 要	担当課
24	防災における女性の参画促進	自主防災組織への女性参画をはじめとする女性リーダー育成の働きかけ等の促進支援を行っていきます。	防災安全課
25	防災会議、防災指導員への女性登用の促進	防災・復興に係る意思決定の場である防災会議の委員、さらには地域防災体制を整備するための防災指導員の選出について、女性登用の促進を働きかけます。	防災安全課

【施策7】 多様な家庭の安心な暮らしの形成



社会的に弱い立場になり得る高齢者やひとり親家庭、ひきこもりの方、障がい者に加え、複合的に困難な状況に置かれている方は、それぞれの状況により必要な支援は異なります。誰もが安心して暮らせるよう、生活支援や環境整備を行い、一人一人の生活上の困りごとに寄り添う幅広い支援を行います。

また、社会全体で子育てや介護をともに担う意識づくりをはじめ、それをサポートする相談体制の充実も図りながら、安心して子どもを産み育てられる環境や介護負担の軽減に向けた体制整備を進めていくと同時に、子ども・高齢者・障がい者への虐待等の問題解消に向けた支援も推進していきます。

施策の方向の成果指標(数値目標)

指 標	担当課	実 績 値		令和9年度 中間値	令和14年度 目標値
		第2次プラン 改定時 (平成29年度)	現状値 (令和3年度)		
町内保育園の待機児童数 (4月1日)	子育て・健康課	5 名	0 名	0 名	0 名
家庭・育児・介護支援事業数	子育て・健康課 高齢介護課	10 事業	5事業	8 事業	10 事業
認知症サポーター養成講座 受講人数(延べ人数)	高齢介護課	2,225 人	3,660 人	4,860 人	5,860 人

⑬ 多様なニーズに対応した子育ての支援

子育てを社会的に支援するため、多様なライフスタイルに対応した保護者と子どもの様々なニーズに応えられる保育サービスや子育てサポートの充実を図ります。

No.	項 目	概 要	担当課
26	放課後児童対策の充実	学童保育や放課後子ども教室等、放課後の児童の居場所を確保します。	子育て・健康課 生涯学習課
27	「にのはぐ」を通した子育てサポート	妊娠から出産、子育てに関する支援・相談窓口である「子育て世代包括支援センターにのはぐ」にて、子育てのサポートを行います。	子育て・健康課
28	ファミリー・サポート・センターの周知と利用促進	まかせて会員の講習会を実施し、会員の増加と支援体制の充実に努めます。	子育て・健康課

⑭ 高齢者の暮らしの支援

高齢期において、一人一人が自分らしい生き方を自由に選択でき、いつまでも自立した生活を過ごせるよう相談・支援体制の充実に努めます。

No.	項 目	概 要	担当課
29	地域の支え合い体制の強化	「ことわらない相談窓口」や地域包括支援センターにて相談を受け付け、関係機関と連携し相談・支援体制の充実に努めます。	高齢介護課
30	多様な介護サービスの充実	介護における多様なニーズに応じた支援やサービスの検討を行うとともに、認知症や介護に関する悩み等を相談できる体制の充実に努めます。	高齢介護課

⑮ 多様な家庭への支援体制の整備

一人一人の置かれている状況によって必要な支援は異なります。援助を必要とする人やそれを支える人の負担を軽減する等、誰もが安心して暮らせる環境の整備、支援の充実を図ります。

No.	項 目	概 要	担当課
31	ひとり親家庭の自立支援	手当等の支給、保育所入所の優先措置等、ひとり親家庭に対する支援を充実します。	子育て・健康課
32	子育て支援ネットワークの充実	教育・保育施設、民生委員児童委員等と連携し、育児・児童虐待等の相談体制の充実を図ります。	子育て・健康課 教育総務課 福祉保険課
33	障がい児者の相談・支援体制	関係機関と連携し、相談・支援体制の充実を図ります。	福祉保険課 教育総務課

【施策8】 心と身体の健康づくり支援



「人生100年時代」を見据えた際、生涯にわたって男女がともに社会に参画し続けられるよう、心と身体の健康を保つこともジェンダー平等社会の実現における重要な視点です。

一人一人が性や健康に関して正しい知識・情報を持ち、それぞれのライフステージに応じて心身の健康を維持し向上させていくことができるよう、社会全体で生涯を通じた自己の健康管理の重要性を共有することが大切です。

また、女性はそれぞれのライフステージにおいて、男性とは異なる身体上の変化に直面するため、男女差に配慮した健康の保持・増進のための取組を推進する必要があります。女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすためには、生活の場(家庭、地域、職場、学校)を通じて、女性の様々な健康問題を社会全体で総合的に支援することが求められ、健康に関する理解と受診に向けた一層の取組が必要です。

男女がともに、生涯にわたる心身の健康を保持できるよう、各種健診や予防対策を充実させるとともに、健康増進への取組や支援、適切なサービスが受けられる体制整備や相談体制の強化に取り組むほか、スポーツ活動への参加を奨励する等、健康づくりへの支援を図ります。

施策の方向の成果指標(数値目標)

指 標	担当課	実 績 値		令和9年度 中間値	令和14年度 目標値
		第2次プラン 改定時 (平成29年度)	現状値 (令和3年度)		
特定健康診査受診率	子育て・健康課	39.3%	32.8%	38%	43%
未病センター※利用者数(年間)	子育て・健康課	1,065 人	575 人	960 人	1,150 人

◆未病センターにのみや「健康づくりステーション」

県の認証を受け、二宮町民の健康づくり・未病改善を目的として開設しました。

未病センターでは、主に血圧や血管年齢、脳年齢等の項目について測定することができます。測定機器は6種類取り揃えており、町が配布する「健康度見える化手帳」に測定結果を記録することで、自分の健康状態を把握することができ、何度も利用することで健康状態の推移が分かりやすくなります。

場 所：二宮町保健センター1 階(二宮町二宮 1410)

対象者：20 歳以上の方

開設時間：平日(木曜日は除く)

9 時～12 時、13 時～16 時



施策の方向

⑩ ライフステージに応じた健康管理

女性の心身の健康に対応した相談体制を築いていくとともに、男性の相談にも応じられる体制づくりに取り組んでいきます。

No.	項 目	概 要	担当課
34	女性の心と身体についての理解促進	女性のライフステージごとの身体的・精神的変化について、理解の促進を図るとともに、相談体制を整備します。	子育て・健康課
35	保健サービス推進事業	健康増進推進計画・食育推進計画及びデータヘルス計画に基づき、未病センターにのみや「健康づくりステーション」を中心として、病気の早期発見・治療及び生活習慣病の予防・改善に努めます。	子育て・健康課

⑪ 「人生100年時代」の生涯を通じた健康づくり

男女ともに、生涯にわたる心身の健康を保持し、健康で活力ある生活を送れるよう、生涯を通じた心身の健康づくりを充実させるための機会を提供し、健康増進を支援していきます。

No.	項 目	概 要	担当課
36	生涯を通じた男女の健康づくりの機会提供	性別、年齢、就業や子育ての状況にかかわらず、誰もが生涯を通じた健康づくりができる機会を提供します。	生涯学習課 子育て・健康課
37	男女の心身の健康相談の充実	男女が心身のバランスのとれた健康づくりが行えるよう健康相談の充実を図ります。	子育て・健康課

【施策9】 あらゆる暴力の根絶



「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」をはじめとする法制度や行政側の取組、及びその体制整備により、暴力の根絶に向けてある程度の進展がみられますが、パートナーや子どもに対する暴力が、犯罪となる行為を含む「重大な人権侵害」であるという認識が、未だ社会全般に浸透しているとは言えません。

また、DVやデートDV※においては、複合的な暴力が当事者間で発生し、潜在化しやすい傾向があり、周囲が気づかないうちに被害が深刻化する可能性があります。また、社会情勢の変化による生活不安・ストレスによる配偶者等からのDV被害の深刻化が全国的に指摘されています。

加えて、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、子ども・高齢者・障がい者への虐待等、男女とも被害を受け、肉体的・精神的に苦しんでいる状況があります。

特に、性犯罪・性暴力については誰にも相談できなかった事例や低年齢時の被害も多く、インターネットやSNSの急速な普及による新たな被害・問題も発生しています。

これらに対し、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を強化するとともに、被害者が相談しやすい体制づくりを通して被害の潜在化や深刻化を防止し、関係機関と連携して被害者の救済支援を進める必要があります。

今後、これまでも増してあらゆる暴力の根絶に向けて取り組み、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを推進します。

施策の方向の成果指標(数値目標)

指 標	担当課	実 績 値		令和9年度 中間値	令和14年度 目標値
		第2次プラン 改定時 (平成29年度)	現状値 (令和3年度)		
DV やデート DV 防止に関する 啓発、相談窓口の周知回数 (町ホームページ・町広報紙)	福祉保険課 地域政策課	—	3 回	6 回	12 回

◆「デートDV」・・・結婚や同棲をしていない交際相手からの暴力のこと。暴力には身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力等の多様な暴力が含まれる。



「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日～25日)

内閣府は、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中、地方公共団体や関係機関と連携・協力し、女性に対する暴力問題に関する取組を強化して実施しています。

パープルリボンは、女性への暴力根絶を目指して、女性に対する暴力を許さない社会をつくらうとする運動の国際的なシンボルマークです。



施策の方向

⑱ 配偶者等からの暴力防止、DV被害者への支援

性別を問わず、DVやデートDVの被害は潜在化する傾向にあり、問題の解決をより困難にしています。相談支援施設についての情報発信をはじめ、関係機関と連携し、誰もが安心して相談できる体制づくりの充実に努めます。

No.	項 目	概 要	担当課
38	DV・デートDV未然防止のための啓発や情報発信	DVやデートDVを容認しない社会づくりに向け、広報紙やホームページ等による意識啓発を行います。	福祉保険課 地域政策課
39	DV被害者への相談支援施設の提供及び相談体制の充実	DV被害者に対し、相談支援施設についての情報提供を行うとともに、相談体制の充実に努めます。	福祉保険課 地域政策課

⑲ あらゆるハラスメントの防止

職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、さらにはマタニティ・ハラスメント等を防止するため、相談窓口の周知や対応策の情報提供を行うとともに、町職員等や町内事業者に対する啓発活動に努めます。

No.	項 目	概 要	担当課
40	ハラスメントに関する啓発・研修等の実施	町職員、教職員に対し、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止に向けた啓発・研修を行います。また、議員に対しては研修支援を行います。	総務課 教育総務課 議会事務局
41	事業者へのハラスメント未然防止のための啓発・情報提供	町内事業者を対象に、各種ハラスメントの防止に向けた取組や、相談体制の整備について啓発及び情報提供を行います。	産業振興課

⑳ 犯罪被害者等に対する支援

性犯罪や性暴力の根絶に向けて啓発活動を行うとともに、性犯罪被害者が、被害を訴えることを躊躇せずに安心して相談を受けられるよう、相談窓口、相談支援機関の情報提供を行います。

No.	項 目	概 要	担当課
42	犯罪未然防止のための情報提供	性犯罪・暴力に関する知識を広めるとともに、性暴力被害に関する相談支援機関の周知を行います。	防災安全課

【施策 10】 プランの推進体制の整備、推進活動への支援



ジェンダー平等に関する施策は、行政の各分野や町民生活の様々な分野に及びます。そのため、国や県等との連携強化や情報収集に努めるとともに、近隣自治体との広域連携による交流や情報交換等により、効果的に施策の推進を図る必要があります。

そして、ジェンダー平等をさらに推進するためには、町民が自らの問題として捉え、活動することが基礎となり、地域で活動している団体や個人が、行政と対等にそれぞれの立場で情報を共有し、より効果的に力を発揮できる体制づくりが必要です。

施策の方向の成果指標(数値目標)

指 標	担当課	実 績 値		令和9年度 中間値	令和14年度 目標値
		第2次プラン 改定時 (平成29年度)	現状値 (令和3年度)		
男女共同参画プラン市内連絡 会議における女性委員割合	地域政策課	38.8%	47.3%	50%	50%

② 施策の推進と管理の充実

行政として全庁的に施策に取り組み、町職員等がよりジェンダー平等に関する認識を高め、常にその視点を持って事業を遂行できるよう努めていきます。

No.	項 目	概 要	担当課
43	プランの推進・管理	「二宮町男女共同参画プラン庁内連絡会議」により、プランの進行管理を行います。	地域政策課
44	町職員等へのジェンダー平等意識の啓発と研修	講座等を開催する際は、町職員、議員へ参加を呼びかけ、ジェンダー平等に関する認識を高めます。	地域政策課 議会事務局
45	調査・研究における性別データ収集の充実	アンケート調査等を実施する際、「男性・女性・その他」別といった性の多様性に配慮したうえで、データを収集し、集計します。	地域政策課 【全課】

② 町民、町民活動団体等への支援

町民活動団体等が持つ経験や専門知識等を活かせるよう、各団体と連携を図っていきます。

また、効果的に施策の推進に取り組むため、ジェンダー平等の視点に立って活動する団体を発掘し、団体相互のネットワーク化を図るとともに、その活動の拠点機能の整備として、情報交換や交流の場等を提供していきます。

No.	項 目	概 要	担当課
46	町民活動サポートセンターの機能拡充	ボランティア活動や町民活動情報の窓口を一元化し、ジェンダー平等の視点を持って、町民活動情報の受発信、支援を行います。	地域政策課
47	地域の町民活動団体等への支援	町民・事業者・団体等との連携や支援を行い、町民と町が協働してジェンダー平等施策の推進を図ります。	地域政策課
48	【再掲】 ジェンダー、男女共同参画に関する図書等の収集、 情報提供	図書館で、関係図書や視聴覚資料を収集します。 また、毎年6月「男女共同参画週間」の期間中においては、特設コーナーを設け、情報提供します。	生涯学習課 地域政策課

次の取組により、二宮町の男女共同参画、ジェンダー平等に関する各種取組を総合的かつ継続的に推進します。

◇「二宮町男女共同参画プラン庁内連絡会議」

全庁的な連携のもと、関係部課等相互の連絡調整をはじめ、プランの進捗状況や成果を把握し効果的な進行管理を図ります。また、職員のジェンダー平等意識の醸成を図ります。

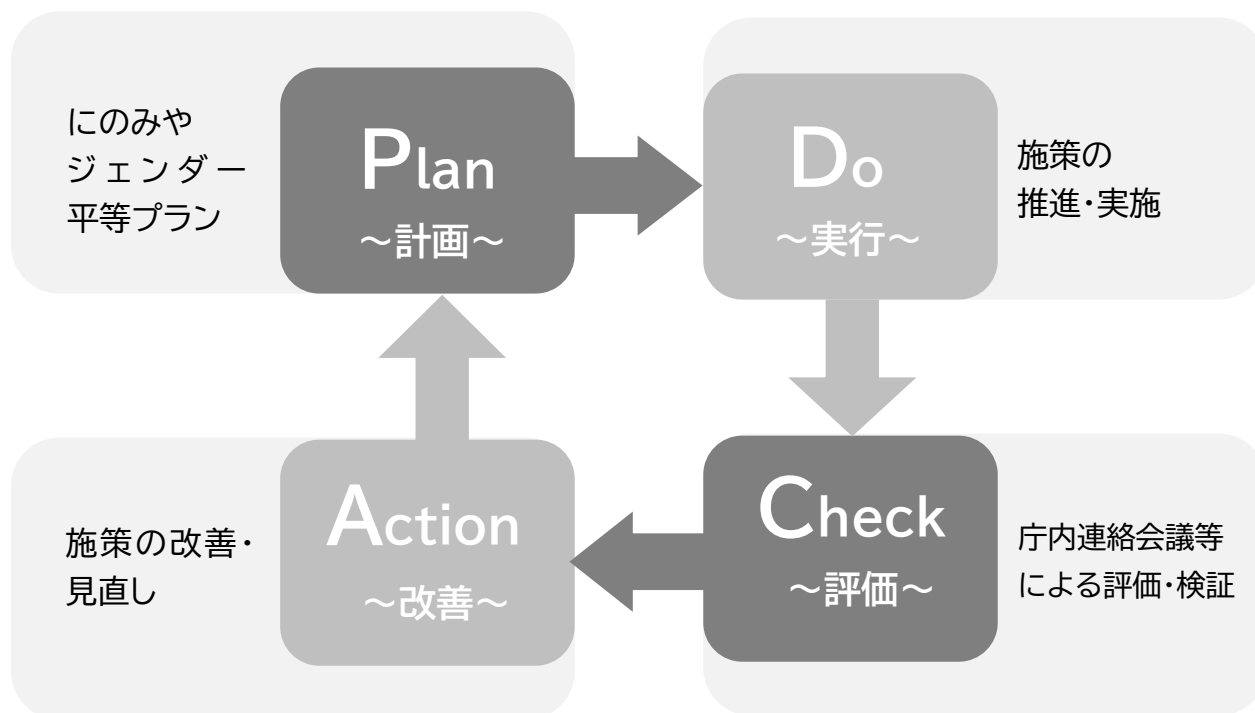
◇町民・事業者等との連携と協働

ジェンダー平等社会を実現するためには、町民、事業者、行政がそれぞれの役割を担うとともに、互いに連携・協力し合うことが不可欠であり、各々がジェンダー平等社会の実現を自らの問題として捉え、より身近なところから取り組んでいくことが重要です。

◇プランの進行管理

各種施策・取組の進捗状況を年度ごとに確認し、公表します。PDCAサイクルの考え方に基づいて進行管理を行い、進捗状況の点検、評価を行います。

「PDCAサイクル」



1. 第3次二宮町男女共同参画プラン策定委員会委員名簿

任期:令和3年8月30日～令和5年3月31日・敬称略

氏 名	所 属 団 体 等
岡野 敏彦（委員長）	町教育委員
夏目 雅子	神奈川県立かながわ男女共同参画センター
小林 照子	町民生委員児童委員協議会
帰山 訓	町地区長連絡協議会
谷本 喜代子（副委員長）	町人権擁護委員連絡協議会
片岡 宇一郎	町商工会
磯部 和美	町女性防災隊
遠藤 安芸子	町手をつなぐ育成会
小野寺 裕美	町 PTA 連絡協議会
吉澤 学	町社会福祉協議会
高見 利和	にのみや男女共同参画推進の会
加山 裕子	一般公募

（所属団体等は就任時による）

2. プラン策定経過

	月 日	内 容
令和3年度	6月29日(火)	第1回 男女共同参画プラン庁内連絡会議
	7月6日(火)	政策会議 「男女共同参画に関する町民意識調査」の実施について
	7月～8月	「男女共同参画に関する町民意識調査」実施(1,000名)
	8月30日(月)	第1回 第3次男女共同参画プラン策定委員会
	10月7日(木)	第2回 男女共同参画プラン庁内連絡会議
	11月11日(木)	第2回 第3次男女共同参画プラン策定委員会
	12月7日(火)	政策会議 「(仮称)にのみやジェンダー平等プラン～第3次二宮町男女共同参画計画～」策定方針について

年 度	月 日	内 容
令和 3 年 度	1月24日(月)	議会全員協議会 「(仮称)にのみやジェンダー平等プラン ～第3次二宮町男女共同参画計画～」策定方針について
	2月7日(月)	第3回 男女共同参画プラン庁内連絡会議
	3月15日(火)	第3回 第3次男女共同参画プラン策定委員会
令和 4 年 度	6月17日(金)	第1回 男女共同参画プラン庁内連絡会議
	7月22日(金)	第1回 第3次男女共同参画プラン策定委員会
	8月9日(火)	第2回 男女共同参画プラン庁内連絡会議
	9月27日(火)	第2回 第3次男女共同参画プラン策定委員会
	10月18日(火)	第3回 男女共同参画プラン庁内連絡会議
	11月25日(金)	第3回 第3次男女共同参画プラン策定委員会
	12月6日(火)	政策会議
		議会全員協議会
		パブリック・コメントの実施
		第4回 男女共同参画プラン庁内連絡会議
		第4回 第3次男女共同参画プラン策定委員会
		政策会議

3. 関係資料

【関係法令】

- ・男女共同参画社会基本法
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV 防止法)

にのみやジェンダー平等プラン ～第3次二宮町男女共同参画計画～

発行日 令和5年(2023)3月

編集・発行 二宮町 政策部 地域政策課

〒259-0196 神奈川県中郡二宮町二宮 961 番地

電話 0463-71-3313 FAX 0463-73-0134

E-mail: kyodou@town.ninomiya.kanagawa.jp